- I. 平成26年~令和元年の対応方針において、令和元年(度)中に「結論を得る」等とされたもの
  - ※前回会議(令和2年11月16日)までに結論を報告したものを除く。
  - ○平成30年対応方針
  - (1) 義務付け・枠付けの見直し等
  - ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	放課後等デイサービ ス利用対象児童の拡 大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。	利用実態等に係る調査結果を社会保障審議会 障害者の会に、会和2年3月4日開催)に報告の に報告の拡大が放課後等デイサー に大会体の報酬の有力に影響を与える財政があることから、対象児童の拡大に伴う財政対象 を考慮せず、報酬改定の議論の枠外でといる。 を考慮については、 をの後、行行の表記をは困難とで をの後、行行ののでは、 をの後、行行のでは、 をの後、行行が果たするに をの後、 をのはは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をのは、 をの

- Ⅱ. 平成26年~令和元年の対応方針において、令和2年(度)中に「結論を得る」等とされたもの
  - ※前回会議(令和2年11月16日)までに結論を報告したものを除く。
  - ○平成27年対応方針
  - (1) 義務付け・枠付けの見直し等
    - ① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
2	通級による指導の対 象となる障害の種類 の見直し (学校教育法)	文部科学省	<平27> 通級による指導の対象となる障害の種類 (施行規則140条)については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する ために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <	「新しい時代の特別支援教育の在り方に 関する有識者会議」が取りまとめた報告 (令和3年1月)において、「知的障害が あったとしてもその程度が軽度で、通常の 学級での学習活動に概ね参加している者は 通級による指導の対象に加えることも考え られるとの意見もあった。他方、知り られるものには特別支援学級での指導が 果的との考えもあり、この点については き続き検討が必要である。」とされた。 今後の対応については検討中。

- ○平成28年対応方針
  - (1) 義務付け・枠付けの見直し等
    - ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載	
3	自立支援医療(精神通 院医療)受給者証の 新手続きの期間延長 (で注音者の日常生活を (で注音を (で注音を)の (で注音を) (できを) (を) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	厚生労働省	〈平28〉 自立支援医療に係る支給認定の有効期、 間(55条)にの記し、地方での共上にでいる。 以現行の1定をは、をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	あいます。 適切ないでは、 はとは、 をはいい対が報等のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 のののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 ののののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 のののででは、 ののでででは、 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

#### ○平成29年対応方針

#### (1) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

#### 1 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	喀痰吸引等業務に関す る登録事務の指定都市 への権限移譲 (社会福祉士及び介護 福祉士法)	厚生労働省	喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都応と市町村の間で必れるに必要にある。 県と市町村の間でされる中にもの共有が推進の手度中である。 また、上記の通知による引いる場所である。 また、上記の通知になる引いる場所である。 また、を踏まえ、権限にのできる。 を書きるのである。 を書きるののである。 を書きるのである。 を書きるのでは、 を書きるのでである。 でのは、 でのな、 でのは、 でのな、 でのは	[措置済み] 令和2年2月に各都道府県・指定都市・中核市に対して、平成30年2月に発出した通知の効果の把握及び事務の更なる円滑化に向けた検討を行うためのアンケート調査を実施。 必要に応じて、喀痰吸引等業務に係る事務の更なる円滑化に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。

#### (2) 義務付け・枠付けの見直し等

#### 1 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	全国ひとり親世帯等調 査における調査方法の 規制緩和 (全国ひとり親世帯等 調査)	厚生労働省	全国ひとり親世帯等調査に係る対は、の対しとり親世帯等調査に係る対はとり親世帯等調査化とり親世帯の対し、 会国を登録をでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえ、次回調査(令和3年度)では、必要に応じて住民基本台帳等の補助的データを利用できるよう検討中。

## ② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
6	乗よ運の(貨事をおり、選集をは、選集をは、単ののののでは、単本ののでは、単本ののでは、単本ののでは、単本ので	国土交通省	〈平29〉 (i)過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を置けずける旨を地方公共団体に問国土交通省自動車局長の許さら旨を地方公共団体に関土交通省自動車局長の許さの計算がより、で成29年8月7日付け国土交通省自動車局長の許可を取得してタクンは、通知)] (車両に29年8月7日付け国土交通省自動車局長の許可を取得してタクンは、第一級貨物運送を地域を連接をは、(平12法15)2条1項に規定する。とのでは、第一級では、(東定には15)2条1項に対して、のででは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	対象となる過疎地域の範囲の拡大について、 過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域 (みなし過疎地域を含む。)であって人口が3 万人以上の市町村において、市町村の合併前に 過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする通達改正を令和2年9月10日に行った。 対象区域の範囲拡大については、令和2年3 月に実施した旅客自動車運送事業者・貨物目コロナウイルス感染症の影響を踏まえ記めらい料の 事運送事業者に対っる検証作業を進め、その結果等を踏まえつつ引き続き検討する予定。

- ○平成30年対応方針
- (1) 義務付け・枠付けの見直し等
- ① 医療・福祉

No	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
7	「難病の患者に対するとは が表表に対するとは を変えを を変えを がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	厚生労働省	〈平30〉 指定難病の特定医療費支給認定申請 (6条1項)に係る臨床課題 (6条1項)に係る臨床で (6条1項)に基本では (6条1項)に基本では (6条1項)に基本では (6条1項)に基本では (6条1項)に基本では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)では (1)でで (1)では (1)でで (1)で (1)で (1)で (1)で (1)で (1)で (1)	指定難病の特定医療費支給認定申請に係る 臨床調査個人票の記載事項について、指定難 病の患者や地方公共団体等の負担を軽減係会 意業所決定の施行後5年後見直しに係る 序と科学審議会疾病対策部会難病対策委員 及び社会保障審議会児童部会小児慢性 病児の支援のを見り方に関するして のを員会において、 当該検討の結果も踏まえ、必要な の結果も踏まえ、必要な ううないのにおいては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるについては、新型コーケ うるにかいの感染状況の可能性がある。

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
8	社る設期(の活た法前育提律社会社を介護の) とは、本本では、大が経済の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、は、ない、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	内閣科学働省文、省	次頁のとおり	次頁のとおり

#### 4= 4-L

務負担の軽減を図るため、「社会保障審議会介護保険部会介護 分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏 まえ、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務 を効率化する方向で検討し、**令和2年度中に結論を得る。その** 

結果に基づいて必要な措置を講ずる。

現在の対応状況の概要   ※原則、令和2年12月31日現在。   その後、特筆すべき動きがあれば記載   ・ 「措置済み」   ・ 「推置済み」   ・ ・ でが起来に基づいて必要な措置を講する。   ・ ・ ・ を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。   ・ ・ を人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。   ・ ・ ・ ・ を人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部 会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和 2 年度中に結論を得る。	① 医療・福祉	
<ul> <li>〈平30〉</li> <li>・児童福祉施設に対する施設監査 (施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。) については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。</li> <li>・ [措置済み]</li> <li>・ (措置済み)</li> <li>・ (持置済み)</li> <li>・ (計画済み)</li> <li>・ (対し、変しないはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは</li></ul>		現在の対応状況の概要
<ul> <li>○ (平30)</li> <li>・児童福祉施設に対する施設監査 (施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。</li> <li>・ (措置済み)</li> <l< th=""><th>30年対応方針の内容</th><th>※原則、令和2年12月31日現在。</th></l<></ul>	30年対応方針の内容	※原則、令和2年12月31日現在。
・児童福祉施設に対する施設監査 (施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務し担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・幼保連携型認定こども関に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		その後、 特筆すべき動きがあれば記載
であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいては、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に	<平30>	
方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護公司を関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。	・児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査	・ [措置済み]
の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・「措置済み」 ・ [措置済み] ・ [計量済み] ・ [計量	であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地	
2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 ずる。 ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体 の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保 に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度 中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 する。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部 会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ (措置済み)・ [措置済み]・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推置済み]・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推置済み]・ [推置済みの表する・ [推定済み]・ [推定済みの表する・ [推定済み]・ [推定済みの表する・ [推定済み]・ [推定済みの表する・ [推定済み]・ [推定済みの表する・ [推定		
・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・ 老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講でる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講でる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に経論を得る。・本人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に		・[措置済み]
中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 - 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 - 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 - 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に		
・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		   ■ 「烘罟这ね]
つつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中におきるのでである。・を人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえめ要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 する。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。	を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 ずる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事 務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留 意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。	・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公	  ・「措置済み]
2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講 ずる。 ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事 務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留 意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
する。     ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事    ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部		
・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事 ・老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留 会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ 意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に</u> 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。	THE TRANSPORT OF THE PROPERTY OF THE CASE	
務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留 会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ 意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に</u> 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		   ・耂【短址体記に対する体記監本については、「社会保障案議会会議保険部。
意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に</u> 必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。		
心obstance		
<令2>		
- ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

#### ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
9	<b>幼稚園免許更新対象者</b> の <b>拡大</b> (教育職員免許法)	文部科学省	マ30> 6条の3第7項及び法65) 59年 7項及び法65) 59年 7項及び法65) 59年 7項及び法65) 59年 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するでは 7の支援するで 7の支援するで 7の大きない 7の大きでで 7の大きでの 7の大きでの 7の大きでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のよとでの 7のこ会 7のよとでの 7のこ会 7のよとでの 7のこ会 7のこ会 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7のこ会 7の 7の 7のこ会 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の 7の	中央教育審議会にて、平成31年4月17日に「免許更新講習と研修等の位置付けの実新講習と研修等の位置付けの実施を含めた教員のでは、が教のでは、10月に「中央を書談して、2年10月に「中のでは、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月には、10月に

## ② 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
10	法人土地・建物 基本調査の都道 府県の事務の見 直 (統計法)	国土交通省	法人土地・建物基本調査に係る都 道府県知事が行う事務については、 基幹統計調査として求められる統計 技術的な合理性及び妥当性にも留意 しつつ、都道府県の負担を軽減する 方向で、当該事務の在り方について 検討し、2020年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講 ずる。	法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行 事務に関する課題について把握するため、調査 定は、都道府県の調査にかけて、都道府県の調査にかけて、都道府県の調査にかけて、都道府県の調査に対するとアリングを行った。 次回法人土地・建物基本調査は、基幹統計はの主要を設定して、ののでは、基準性のでは、基準性のでは、基準性のでは、基準性のでは、基準性にものでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、

#### ○令和元年対応方針

- (1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲
- ① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
11	指定障害福祉サービス 事務・権限及び等に関連 事務・権限の整備に関連 事務・権限の都長 事事事事事 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	厚生労働省	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係るサービス事業を 事事を事事を事事を表示して、 事事を表示して、 事事を表示して、 事事を表示して、 のにののでは、 のにののでは、 のにののでは、 のにののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののででは、 ののででででで、 ののででは、 ののででは、 ののでででで、 ののででは、 ののでででで、 ののでででで、 ののででは、 ののででは、 ののでででで、 ののででは、 ののでででで、 ののででは、 ののでででで、 ののででは、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 ののででで、 のので、 ののででで、 ののででで、 ののでででででででで	当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に対し、10月から11月上旬にかけて地方公共団体にアンケート調査を実施し、現在、調査結果を精査中。その結果に基づき令和2年度中に必要な対応を検討する。

#### (2) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

#### ① 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	液化石油ガスの保安の保安の保安の で保みび取引の適基では 事務・権限の都道の を指定都市へのの が、液保及する が、液保及する が、でででででである。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 できる。 できる。	経済産業省	くった。 一大の で、一、一、一 で、一、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一、一 で 、一	令和2年10月から11月にかけて、関係する地方公共団体に対し、液化石油の販売・貯蔵等に係る都道府県知事の下で、大田の販売・貯蔵等に係る都道所県知事ででは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一

#### (3) 義務付け・枠付けの見直し等

#### ① 農業・農地

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
13	農投開る対確係化(化業、大事)がでは、は、大学の大学では、大学では、大学では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	農林水産省	農業人材力強化総合支援事業のうち、 農業次世代人材投資事業(経営開始 理)に係る就農状況の現地確認及、現 場で、のままで、のは、 で、のは、 で、のは、 で、 ので、 のでで、 のでで、 のでで、	令和2年2~3月に実施した実態調査、ヒアリング等の結果を踏まえ、現地確認及びサポートチームの訪問回数や方法の見直しを含めた効率的かつ効果的なサポート体制の在り方を検討し、令和3年度事業への反映に向けて令和2年度中に結論を得る予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
14	医療的ケア児看の 大の調用の 大の適用 保証でで は は は は は は は は は は は は は は は は は る は は る う き は は る は は る は る は る り は る り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	医療的ケア児への支援については、 医療保険制度や既存の補助事業による 対応を含め、保育所や学校等における 医療的ケア児の受入体制整備を促進す る方策について検討し、令和2年度中 に結論を得る。その結果に基づいて必 要な措置を講ずる。	医療保険制度で対応するかも含め、関係者の ご意見も伺いながら、令和2年度中に「医療的 ケア児への支援における多分野の連携強化W G」において課題を整理した上で、対応を検討 予定。
15	医療的ケア児に 対する保育士の 対応可能範囲拡 大 (社会福祉士及 び介護福祉士 法)	厚生労働省	保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、全和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	子ども家庭局における調査研究事業により、 医療的ケアを必要とする子どもの保育所等での 受入れ状況等を調査中。その結果を踏まえ、令 和2年度中に対応を検討予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	児童発達支援及び放課後等デイサービスにお員 数の基準の見直 し(児童福祉法)	厚生労働省	児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年12月11日に、障害福祉サービス等報 酬改定検討チームにおいて、看護職員加配加算 の算定対象となっていない看護職員については、 現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、 配置基準上必要となる従業者の員数に含めることとする基本的な方向性をとりまとめたところ。 医療的な課題を抱える児童に対する看護職員 による支援を推進する観点から、職員配置及び 障害福祉サービス等報酬の在り方について引き 続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
17	へ看従可者緩( 業の) 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大	厚生労働省	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方歯で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣について、令和2年11月5日に開催した第76回社会保障審議会医療部会及び同年12月23日に開催した第313回労働政策審議会需給部会における議論の結果、へき地の医療機関への派遣を可能とするとの結論を得た。 今後、必要な政令改正を行う。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
18	<b>首うの</b> (精に知法法 <b>を基</b> <b>が地化</b> <b>が地位</b> <b>が地位</b> <b>が地位</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>が地で</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまで</b> <b>がまでで</b> <b>がまでででででででででででででででででででででででででででででででででででで</b>	法務省、厚	市時害さいの長をなび65歳特別区の長をなび65歳特別区の書をとび65歳が上のの長者であるのででは、知のでは、知のでは、知のでは、知のでは、知のでは、知のでは、知のでは、	令和2年10月6日及び同年11月27日に地方公 共団体等で構成される「成年後見制度における 市町村長申立に関する実務者協議」を開催。 あわせて、市町村長申立に関する実態調査を 行っており、令和2年度末までに当該実務者協 議での検討結果を取りまとめる予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
19	自立支援医療 (精調にの有力 大統領を 大統領を 大統領を 大統領を は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	厚生労働省	自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	適切な自己負担上限額の決定のため、課税状況等を反映した所得認定は毎年実施することから、マイナンバー制度における情報連携を用いて職権により受給者の課税が況等を確認する方法について地方公共団体に対し実態調査を行ったところ、受給者の対象との特別をである等のの課題がある等のによるのでは、当該事務に係る取扱いマニュアルの作成といった事務負担軽減方策を検討し、令後いった事務負担軽減方策を検討し、の作成といった事務負担軽減方策を検討し、3年夏頃を目途に必要な措置を講ずる予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
20	指定小規模多機 能型居宅介護に おける登録定員 超過時の介護報 酬減算の基準緩 和 (介護保険法)	厚生労働省	指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、今和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	社会保障審議会介護給付費分科会において、 過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日)が取りまとめられた。 令和3年4月からの実施に向け省令及び告示を改正する予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
21	精神障害者保健 福祉手帳の更新 期間の延長 (精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律)	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限 (45条4項)については、関係団体の 意見等を把握した上で、有効期限の延 長を含めた地方公共団体の事務負担を 軽減する方策について検討し、 <u>令和2</u> 年中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。	有効期限の延長に関し、令和2年11月に医療 関連学会から意見聴取を行ったところ、精神疾 患は病状が変化する可能性があり、4年間ご息 の更新では長すぎるのではないか等様々な意見 があったところ。令和2年においては、地方公 共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務 における年金関係情報の取得を円滑にするため 情報照会マニュアルを改正した。 引き続き、医学的なデータや地方公共団体の 実務の実態等の把握を行い、これらの結果やあ 実務の実態等の把握を行い、これらの結果や 実務の実態等の把握を行い、これらの結果や 実務の実態等の把握を行い、これらの結果や 実務の関係団体からの意見を踏まえ、有効 期間の延長を含めた事務負担を軽減する方策に ついて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。
22	ケースワーク業 務の一部外部委 託化 (生活保護法)	厚生労働省	ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつの、現行制度で外部委託が可能整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まるで外部委託を可能とすることについて検討し、今和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	・令和元年度社会福祉推進事業における福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査の結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について整理中。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
23	認定こども園に 係る耐震化調査 の実施一元化 の私立学校が表 で で が で が で が で が で が で が で が で が で が	文部科学省、 厚生労働省	私立学校施設の耐震改修状況等調査 及び社会福祉施設等耐震化調査につい ては、地方公共団体の事務負担の軽減 に資するよう、令和2年度に実施する 調査から依頼時期を統一する。また、 調査時点の統一も含め、更なる事務負 担の軽減に向けた検討を行い、 <u>令和2</u> 年度中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。	令和2年度に実施する調査の発出時期については、新型コロナウイルス感染症の影響により統一化ができなかった。 令和3年度以降に実施する調査については、発出時期を統一した上で、調査時点の統一を含め、耐震化調査を行う地方公共団体の更なる事務負担の軽減等を検討し、令和2年度中に結論を得る予定。
24	障害児入所施設 における重度障 害児支援加算費 の適用要件の緩 和について (児童福祉法)	厚生労働省	障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、 <u>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和2年11月18日に、障害福祉サービス等報 酬改定検討チームにおいて、小規模グループケ アの加算の算定対象の要件について検討し、 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基 本的な方向性について」を令和2年12月11日に とりまとめたところ。 検討チームにおける議論を踏まえ、重度障害 児支援加算の施設要件について、小規模グルー プケア加算を算定する場合には、施設要件の一 部を満たさなくても重度障害児支援加算を算定 できるよう見直す方向で障害福祉サービス等報 酬の在り方について引き続き検討し、令和2年 度中に結論を得る予定。

## ③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
25	小学校専科教員 に対する小学校 教諭免許状の授 与要件の緩和 (教育職員免許 法)	文部科学省	中学校教諭免許状所有者が小学校教 諭免許状を取得する際に必要な在職年 数については、中学校における教員と しての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する 方向で検討し、中央教育審議会での議 論も踏まえ、令和2年度中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。	令和3年1月26日に中央教育審議会から「中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。」との答申が示されたことを踏まえ、必要となる措置について検討を行う。

## 4 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
26	犬の登録情報の 取扱いの変更 (狂犬病予防 法)	厚生労働省	市町村長(特別区の長を含む。以下の野球において同じ。)が行うのまたが、そのでは、そのでは、そのでは、のでは、のでは、のでは、とのでは、地方公共はは、地方公共はは、地方のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い等について、令和元年12月に各自治体に対してアンケートを実施し、令和2年9月までに結果の取りまとめを行うとともに、犬の寿命及び衛生に関するの意見を聴取した。 衛生に関する事門家の意見を聴取した。 衛生に関すを踏まえて検討した結果、提案を措置内容に進める事で進めることともに、ときを持てなる方向で進めることを持ている。 今後、法令改正等の必要な措置内容の基準のの基準ののようととも運用のも含め検討を進めるに、海外転出時のるの最近にかかるを関して等のは、海外を進めるといるといる。

## 4 環境・衛生

No	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
27	環令検証(大物す止汚律公関自窒物るるキ法ルの置使化獣にる動に関すに査明泉汚処法、防特防る車酸の量別ンポ棄進、済に保猟律排す事け係の自止び水地に場織、排及地減法策化適す汚車るび正特ス律と、所表、大物な、掃汚土すお整化さ粒ににダ別フな特対再復理に特別はの関にの浄出び域等、特ピ正る染の法管化定の)がおり、特別では、大物では、大物では、大学の関係を表現である。   は、大物では、大物では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係に関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現である。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現では、大学の関係を表現できない。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現できない。   は、大学の関係を表現では、大学の関係を表現を表現では、大学の関係を表現を表現が、大学の関係を表現を表現が、大学の関係を表現が、大学の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現が、大学の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現が、大学の関係を表現を表現を表現を表現が、大学の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現が、表現では、大学の関係を表現を表現を表現が、表現を表現を表現が、表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現が、表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	経済産業省、産業省、	各法令で定められている立入検査に 係る身分を示す証明書については、地 方公共団体の事務負担の軽減に資する よう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様 式の規格の統一化等について課題等を 整理しながら検討し、 <u>令和2年度中に</u> 結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。	令和3年4月から、1枚あるいは可能な限り 少ない枚数に統合した身分証明書が利用できる よう、関係省令の整備を進める。

## ⑤ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
28	自家用自動車に よる貨物の有償 運送期間の中る 間地域における 規制緩和 (道路運送法)	国土交通省	中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、今和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	中山間地等における通年での自家用自動車による貨物有償運送については、関係者へのヒアリングを改めて実施した結果、人口減少が進む中で将来的な課題であるものの現状直ちに必要な状況にはないことなどが確認されたことを踏まえ、繁忙期の期間設定(現行:夏期、年末年始など150日を上限)の見直しを含め、引き続き検討を行う

# ⑥ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
29	<b>狩猟免状及び狩猟者登録証の統一化</b> (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	環境省	狩猟免状(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免状及び同登録証(以下この事項において「免状等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免状等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	狩猟免状及び狩猟者登録証の統合について、 統合により生じる課題を整理しながら、具体的 な実施内容について令和2年度中に結論を得る 予定。その結果に基づき、令和3年度末までに 国におけるシステム改修や省令改正等を完了さ せるよう検討を進める。 また、改修されたシステムを地方公共団体に おいて早期に利用できるよう、地方公共団体に 対して情報共有を行っていく。

Ⅲ. 平成26年~令和元年の対応方針において、令和3年(度)以降に「結論を得る」等とされたもの(期限なしを含む)の内、既に結論を得られたもの

用在の対応状況の概要

- ※前回会議(令和2年11月16日)までに結論を報告したものを除く。
- 令和元年対応方針
- (1) 義務付け・枠付けの見直し等
  - 1 土木・建築

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現住の対心状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、 特筆すべき動きがあれば記載
30	特に執産に明家推る法定対行のつ確等進特に対けののでは対に別がいいのでのす置	総務省、 国土交通省	代執行(14条10項)に4条10項(14条10項)に第では14条10項(14条10項)に第一位 14条10項(14条10項)に第一位 14条10項(14条10項)に第一位 14条10元 14条10	代執行等により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後5年の見直しに係る検討の中で、 ① 令和2年3月に実施した市町村に対するアンケート調査の結果、動産が残されていた特定空家等の代執行等を行った事例のうち、約7割の事例で動産の保管を行っておらず、動産を保管した事例においてもその動産の種類や保管期間は市町村によって様々であると確認されたこと ② 令和2年6月~11月に実施した市町村等に対するヒアリングの結果、所有者の意思が把握できない場合の立入調査があったでは事前の企業を保管場があったで家は事前の立入調査があるため、動産の仕分けが困難」など法で一律に規定することに否定的な意見があったことを踏まえ、市町村による柔軟な運用を制約するおそれがあるため、動産の取扱いを法で規定しないこととした。 一方、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となり、発棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能とないた。 一方、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となり、その判断に資する考え方を明確化するため、令和2年12月に「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るためにもなります。